

岩手県監査委員告示第 10 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 4 号）により公表した監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

商 工 第 248 号
平成 19 年 3 月 14 日

岩手県監査委員 中 平 均 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

財政的援助団体等に係る監査における留意改善を要する事項の措置結果について

平成 19 年 2 月 28 日付け岩監第 89 号により提出のありました財政的援助団体等に係る監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、社団法人岩手県産業貿易振興協会に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 報告内容

会場設営に係る工事の契約において、会計処理規程に定める予定価格を定めていなかったものが 4 件あったほか、同規程に定める 2 名以上の者からの見積書を徴していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置を講じた内容

- (1) 契約事務の予定価格の設定や 2 名以上の者からの見積書を徴する等の会計処理について、平成 18 年 10 月 18 日、新たに会計処理規程のチェック表を定め、会計処理に係るチェック体制の一層の強化を図ることとした。
- (2) 今後、会計処理に当たっては、別添チェック表により相互チェックを図り、適正な事務の執行を行うなど、再発防止に努めるよう、社団法人岩手県産業貿易振興協会を指導した。